

統計委員会 産業統計部会
第 23 回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第 23 回統計委員会 産業統計部会
議事次第

日 時：平成 22 年 5 月 7 日（金）10:00～12:05

場 所：総務省第 2 庁舎 6 階 特別会議室

1．開 会

2．議 事

経済産業省生産動態統計調査の変更について

3．閉 会

廣松部会長 電車が遅れているということで、まだお見えでない方もおいでになりますが、定刻になりましたので、ただいまから第 23 回「産業統計部会」を開催いたします。本日の議題は、前回に引き続きまして「経済産業省生産動態統計調査の変更について」であります。

本日の部会は 12 時までを予定しておりますが、これまでの部会審議を踏まえ、答申案について審議を行い、とりまとめたいと考えております。したがって、本日の部会で一通りの審議を終えたいと考えておりますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の部会で答申案のとりまとめについて御了承いただければ、予備日として設定をしておりました、来週 5 月 14 日金曜日については部会を開催いたしませんので、あらかじめ御承知おきください。

深尾委員は少し遅れるという御連絡をいただいております。縣委員、御出席でございますので部会は成立をしております。

本日の審議の進め方につきましては、まず前回部会の審議の中で皆様方からいただきました御意見等について調査実施者から回答と説明をしていただき、その後答申案の審議をお願いしたいと思います。

審議に入ります前に、事務局から本日の配付資料の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元に議事次第が配付されております。そこに書かれています配付資料として、資料 1 が前回部会での意見等についての回答でございます。資料 2 が答申案でございます。あと参考 1、参考 2 がございまして、参考 1 は前回部会の結果概要、参考 2 は今回の部会の出席者一覧ということでございます。

廣松部会長 次に 4 月 23 日に開催されました前回部会の結果概要について、事務局の中川統計審査官から説明をお願いいたします。

中川統計審査官 それでは、参考 1 の資料をご覧いただきたいと思います。

概要ですが、前回部会で出された意見については、調査実施者の経済産業省さんの方から回答がありまして、それを踏まえて審査メモに沿って審議が行われました。今回の変更計画については、おおむね適当という結論だったと思います。

委員、専門委員から出た主な意見ですが、まずエネルギー消費関連項目（「燃料・電力」欄）の削除については、エネルギー消費統計調査と他の統計調査によって補足できるということもあって、適当であると。

「労務」欄の「月末常用従業者数」の表記を「月末従事者数」に変更するという事は、これは適切な名称にするもので適当であると。ただ、海外においても誤解を生じないように適切な英語表記をする必要があるという御意見がありました。

「設備、生産能力」の調査については、従来の生産設備の保有台数の把握から生産能力を把握する方式に変更すると、とらえる内容が変わってしまうので、時系列で比較する際に断層が生じるのではないかという御意見がありました。

「生産能力」の調査については、標準的な生産能力を報告してもらっているということだが、客観的な基準を設ける必要があるのではないかという御意見がありました。

生産規模の拡大が予想される品目については、新たに生産能力調査を追加しているが、生産量が多いにもかかわらず「生産能力」を把握していない既存の品目についての生産能力調査はどのように考えるか。特に機械品目については、どのように考えるか。

というふうに生産能力に関する質問が結構あったと思います。

次に2ページですが「機械器具月報(その7)油圧機器及び空気圧機器」の「製品」欄について、生産金額以外の内訳を削除することにより、生産指数に影響は生じないか。

見直し基準では「年間出荷額が100億円未満の商品は調査対象外とする。」という基準が一応設定されていますが、これ以外に市場占有率という概念が出たと思いますが、これについて導入することが可能かどうか。

ですが、複写機について「受入内訳」について「国内」、「国外」別の数量を把握しているが、このような製品については、数量だけでなく金額についても把握できないか。

「ダンボール月報」の「原材料」欄については、「消費」を残して「月末在庫」を削除しているわけですが、「消費」を算出するには「購入」から「月末在庫」を合計して、差し引くということで報告者負担の軽減にはならないのではないかという御意見がありました。

前回の部会の概要は以上です。

廣松部会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、よろしいでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思います。ただいま、事務局から御説明いただきましたとおり、前回部会の審議において皆様方からさまざまな御意見をいただいております。その意見につきまして調査実施者が資料1として回答を用意しておりますので、まずその回答について調査実施者から説明していただきたいと思います。中には前回部会で既に口頭で回答している部分もございますが、確認の意味もありますので適宜説明をお願いしております。

それでは、調査実施者である経済産業省経済産業政策局調査統計部の新井鉦工業動態統計室長から、説明をお願いいたします。

調査実施者 それでは、お手元の資料1で前回の部会で出ました意見についての御回答ということで御説明をしていきたいと思います。

まず、「労務」欄の「月末常用従業者数」の表記を「月末従事者数」に変更することについては、派遣労働者や出向者を含むような適切な名称にするもので適当である。更には、海外においても誤解を生じないように、適切な英語表記をする必要があるという御指摘でございました。

月末従業者数の英語表記につきましては「Number of persons engaged」もしくは「Number of persons engaged at the end of month」といたします。また、英文の利用注意には「including the dispatched workers」を記載したいと考えております。

引き続きまして「設備、生産能力」の調査について、保有台数からの能力の変更に伴い業種によっては稼働率指数に大きな影響が出て、時系列に断層が生じるのではないかという御指摘でございます。

当省では、従来から利用者が時系列データを比較した場合に、不都合が生じないような対応をしてきてございます。具体的には、今回の改正においても稼働率指数といった加工統計や一次統計の

利用者に対し、断層が生じた理由やその影響度（リンク係数）について報告書、HP等でお知らせをすることとしております。利用者がこれらを基に、時系列の継続性を確保できるようになってございます。なお、今回の改正は、稼働率指数の精度向上に資するものであると考えてございます。

「生産能力」調査については、標準的な生産能力を報告してもらっているということで、報告者の主観によりその基準がぶれない工夫をしているのか。客観的な報告基準を設ける必要があるのではないかという御指摘でございました。

例えば、電線をつくる場合、太い電線と細い電線とでは、同じ長さの電線ができ上がったからといって生産能力は同じではないということをお説明いたしました。電線の場合は重さで調査しておりますので、それぞれの事業所における標準とする太さの電線がどれくらいつくれるのかということで記入していただいています。また、1か月の長さが31日と30日の月では稼働日数が異なるので、それが能力に影響するのではないかということについては、そのようなことが影響されないように、1年間の稼働日数を12で割った日数を1か月と設定してございます。また、月々の調査票を審査する中で生産能力が変更された場合は、当室の担当者が事業者と照会を行うなどして、変更点については必ず確認をしております。

能力の算定基準については、前回口頭での説明が不十分であったため、別添資料1として能力算定基準というものをお手元に配らせていただきました。では、生産能力の算定の対象範囲を説明しています。の1では、事業所によっては、生産工程中の特定設備の能力をもって代表させても差し支えないとしています。

の2では、生産に関係のある付随設備等で生産ネックの要因になりうるものについては、生産能力算定にあたって、考慮すること。

として、「生産能力算定の際に考慮すべき条件」ということで、(1)操業日数、(2)操業時間、(3)技術条件、(4)労働条件、(5)原燃料(6)混合生産の取り扱い、(7)「能力の見直し」、「設備の新設、増強、休止、廃棄」等について細かく書いてあります。それを参考にして記入要領が作成され、報告者に配付してございます。

これらについては新しい品目ができるたび、また従来に記載に不都合がないのかどうか、毎年記入要領を見直しておりますので、その中で御指摘があった点、報告者の記入がずれないようなより具体的な記述の工夫ができれば、そこに盛り込んでいきたいと考えてございます。

引き続きまして2ページに移りまして、生産規模の拡大が予想される品目について、新たな生産能力調査を追加するとしているが、生産量が多いにもかかわらず能力が把握されていない既存の品目についての生産能力調査は、どのように考えるのか、特に機械品目についてどのように考えるのかという御質問でございました。

「機械統計月報」などにおいては、生産設備となる品目や機械部品といったような様々なものの集まりといった品目があります。これらにつきましては、能力の調査単位などを定義づけることが非常に困難であるということから、他の業種と比べて生産能力調査品目が少ないのは事実でございます。定義や実際にその数値が記載可能かなどについて、業界や企業と打ち合わせを行うなどして、今後も鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数の精度向上のために努力をしてまいりたい

と思っております。なお、どこまでいっても部品という品目もございますので、どの部分を調査することが最も効果的にその品目の能力をはかることになるのか、報告者に共通するイメージで調査票に記入可能な状況を提示できるのかなど検討していきたいと考えております。

また、機械品目について「見込み品」等が多く把握され、「受注品」は余り把握されていないという御意見でございましたが、生産動態統計調査品目は、約 1,800 品目でございます。どの品目が「見込み品」であるか、「受注品」であるか区分することは、なかなか難しい問題でございます。受注でなければ生産しないだろうと考えられる品目は幾つかございますが、ほとんどの品目については、「見込み」の割合が高いのか、受注品の割合が高いのか、分からない状況となっております。自社製品と同じものの生産を相手方のブランドで行えば、その製品は「受注品」となりますし、同じ製品を大手が生産すれば「見込み品」ですが、下請企業というような事業所が生産する場合には、仕事をもらって行うということから「受注品」となってしまうということもございまして、品目を「見込み品」、「受注品」という区分で整理するというのは、なかなか難しいことなのかなと考えてございます。

引き続きまして、「機械器具月報（その7）油圧機器及び空気圧機器」の「製品」欄についての生産金額以外の内訳を削除することによる生産指数への影響がないのかという御質問でございます。

平成 17 年基準の鉱工業生産指数では、当該生産品目に係る指数採用品目の採用単位は金額系列となっております。既に切り替えてございますために、影響は生じません。

引き続きまして、調査対象品目の見直しを行う際、現在の見直し基準では、「年間出費額が 100 億円未満の商品は調査対象外とする。」とされており、金額の基準はあるが、その品目の市場占有率という概念を導入することが可能かどうかという御質問でした。「機械器具月報（その7）油圧機器及び空気圧機器」について、生産金額以外の項目を削除することに関して、そこに市場占有率に係る統一の概念があるのかということでは、厳密にはございません。調査対象事業所が調査に協力することにより、不利益を被るようでは非協力につながるため、今回は、継続して調査に協力してもらえよう配慮をして、調査票を工夫してございます。市場占有率の概念を調査対象品目の見直しに際して導入することが可能かどうか、今後、検討をしてみたいと思っております。

引き続きまして、3 ページ、複写機についての「受入内訳」として国内外別の数量を把握しているが、このような製品については、数量だけではなく金額についても把握できないかという御質問でございました。本調査は、製造企業の工場や本社が調査対象になってございます。受入が多い品目について、当該調査対象が受入れた国内品と輸入品について量的に把握することにより、生産・出荷・在庫動向をよりの確に把握する目的で調査するものでございます。今回の改正に当たり、複写機以外の品目についても企業や業界に相談をさせていただきましたが、なかなか協力が得られず、複写機だけが今回実施できたものでございます。引き続き、国外からの受入の多い品目について数量調査に協力いただける品目を増加していきたいと考えております。なお、受入に係る金額を調査することについては、受入は主に企業内または企業グループ内取引により受け入れるものと思われませんが、これらの金額を記入させることは、値決めのタイミングや賃加工的なケースもあ

り、統計的に正しい数値が得られるのか疑問であり、また、大きな記入者負担の増加につながると思われることから、調査の実施はなかなか困難であると考えております。

引き続きまして、「段ボール月報」の「原材料」欄について、報告者負担の観点から、「消費」を残し、「月末在庫」を削除するとしている。報告者は「購入」から「月末在庫」を差し引くことにより「消費」を算出していると思われるので、そうであれば、在庫だけ削除しても実質的には報告者の負担軽減にならないのではないかと御質問でございました。

当初、報告者負担の軽減の観点から原材料欄の削除を予定しておりましたが、段ボールを所管する経済産業省産業製造局紙業生活文化用品課より「段ボールリサイクル協議会で3R（Reduce リデュース 廃棄物の発生抑制、Reuse リユース 再利用、Recycle リサイクル 再資源化）自主行動計画」を行っておりまして、Reduce 率の目標設定にあたって当該原材料欄のライナーと中しん原紙の消費データを使用しているため、「消費」がすぐに削除されてしまうと目標値の設定及びフォローアップができなくなるとの理由から、御質問のような計算をしている報告者の場合には、負担軽減にはならないかもしれませんが、環境・資源制約への対応から「消費」についてはしばらくの間、調査を続けさせていただきたいと考えてございます。

別添資料2として付けさせていただいていますが、そこに、段ボールの重量をどのように軽量化していくのか、どのようにリサイクルしていくのかということが書いてございます。このうちReduce 率の目標設定にあたって当該原材料欄のライナーと中しん原紙の消費データを使用しております。

段ボールのReduce 率は、「段ボール月報」の原材料消費量と生産量で原紙使用量の原単位を計算しそれに基づきReduce 率を出しております。

以上、前回の御指摘に対する我々の回答でございます。

廣松部会長 ありがとうございます。最初に中川統計審査官から説明いただきました参考1の前の結果概要の「5. 概要」の(2)の順番に沿って以降について回答をいただきました。ただいまの回答に関しまして、何か御意見がありますでしょうか。

どうぞ。

中川統計審査官 生産能力一般算定基準についての質問ですが、委員の方々からもその算定基準についてご意見がありました。今回、別添資料として付けていただいているということで、非常にいいことだと思います。

その中で例えば、別添資料1の5のところ、生産工程中の特定設備の能力とありますが、特定設備とは何かとか、生産に関係ある付随設備等とありますから、それは何かとか。生産ネックの要因になり得るもの、これはどんなものがあるのかとかですね。また、設備ごとの標準的な技術基準、これはどういう意味なのか。

それから、次のページでいえば(4)の労働条件で標準的な人員及び質、これはどうやって計算するのか。それから、混合生産のところ、平均的な品目構成とありますが、これはどういう計算で平均を出すのかなど幾つか、さらに具体化できると思われるところがありますが、具体的にこの算定基準の見直しをされ余地があるのかどうかということを経済産業省さんにお聞きしたいと思

ます。

調査実施者 今、審査官から御照会がありました特定の設備とはどういうものなのかとかという御指摘でございますが、ここに書いてあるのはやはり網羅的に書いてございます。例えば機械ですと、液晶ですとか半導体をつくる装置が特定設備。その中で、どこに焦点を当てるか。フォトマスクに焦点を当ててその能力を押さえるべきなのかということで、個別具体的にそれぞれ別途の記入要領にはなるべく詳細に記載をしてございます。

ただ、一番最後にありました従業者の標準的な人数ですとか、資質ですとかいうところを標準とはどういうものになるかというのを明示しろ、というのはなかなか難しく、明示することが不可能なのですが、御指摘もありますので記入要領は毎年見直してございます。そこで、報告者の皆様が誤解を受けやすい点、それから、より分かりやすくなるような工夫は今後も実施していきますし、御指摘を受けてより具体的な内容を盛り込めるところは盛り込んでいきたいと考えてございます。

廣松部会長 今回の回答でよろしいですか。

中川統計審査官 はい。

廣松部会長 近藤専門委員、どうぞ。

近藤専門委員 これは一般的な算定基準と思うのですけれども、各機械とか鉄鋼とか化学でそれぞれで業種毎に基準が分かれていますね。やはりそれぞれの業種によってかなり違ってはいますか。

調査実施者 化学とか鉄とかは、設備でとらえておりますので、その能力はもう定期修理だとかいうのも決まっておりますので、特に標準的だとかの表現をしなくても設備をつくったときの公称能力によりとらえることが可能なのかなと。鉄だとか化学等の装置産業については問題ないのかなと考えてございます。機械工業については本当に設備という設備がない状況でも、つくれてしまうということもあり、こういう標準的なのかという表現を使わせていただいているという点でございます。

近藤専門委員 それともう一つ、例えば機械でしたら各企業の担当者がこれはどうしたらよいのですかとかよく質問が来ますか。能力を算定するにあたって、ここをどう考えたらいいとかの質問です。

調査実施者 能力調査を開始する時点で、その業界さんとよくお話をさせていただいて基本的にはこういうラインのスピードですとか、組み立てラインのスピードを取り出すとどのぐらいが標準であるとかお話をさせていただいております。御質問等は余り聞いてはいません。事前の打ち合わせをしっかりとさせていただいております。

ボールペンの能力はどこで把握するのかと言いますと、ボールペンの先のボールを詰めるところ、芯の頭にボールを詰めるところで能力をみております。それを生産能力とするだとか、業界さんとは、どこをとらえたらその工場の品目の能力として把握できるのかということはよくお話をさせていただいております。特に、定義を決めたあとの御照会というのは余り聞いてございません。

近藤専門委員 要するにこのマニュアルを参考に企業が判断して出しているという形ですね。

調査実施者 そうです。

近藤専門委員 わかりました。

廣松部会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

総務省 調査実施者の観点からちょっとお聞きしたいことがあるのですが、労務のところでは今回呼称の変更をされていますけれども、多分いろいろな統計調査で「従業者数」などという名称は、違っているのが現状だと思います。それについては、それぞれの調査における調査内容ととり方、とる目的があるので違っていいのだらうと思いますけれども、今回の改正のところでは名称から常用を削除したというのが、たぶん一般概念としてこの方が目的とするものが適切に把握できるのだらうと思いますけれども、月末従事者といったときの「月末」というところの定義なのですけれども、これは月末の営業日に仕事をした人という定義なのか。それとも、当該月何日間以上仕事をした人という定義なのかというようなことなのか。表記も大事ですけど、その定義を明確にしないと利用者が結果数値はどういう数字なのかということになるかと思うので、月末従事者の定義についてお尋ねしたいと思います。

廣松部会長 いかがでしょうか。

調査実施者 御質問の月末従事者という概念でございますけれども、調査期間の末現在において実際に生産、管理、その他の業務に従事する従業者を当該品目群、生産動態統計に調査票が幾つもありますので、詳細な単位にそれぞれ分けて、当該品目群及び事業所全体でそれぞれ記入をしていただきたい。常用事業者の定義でございますが、長期欠勤者及び労働組合専従者は除きます。それから期間を定めず、一か月を超える期間を決めて雇われているもの。日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月の各月において18日以上同一事業主に雇われた者。親企業又は子会社からの出向従事者、人材派遣会社からの派遣従業者などが入っております。それから、重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。個人経営企業の事業主又は家族従業者のうち、常時その工場の業務に従事し、給与の支払いを受けている者ということで常用ということを考えてございます。

総務省 そうすると、月の末日に雇用契約が結ばれている人というふうに理解してよろしいのでしょうか。

調査実施者 雇用契約で言うと、派遣は入りません。ですから、実際にそこに働いている人という概念で我々はとらえていきたいと考えています。

総務省 ありがとうございます。

廣松部会長 よろしいでしょうか。その意味で派遣だとかは「including the dispatched workers」という言葉の中のdispatchedという単語の中に含まれていると考えればいいのですか。

調査実施者 そういうふうに考えてございます。

廣松部会長 わかりました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほど、中川統計審査官の方からあった質問に関しては、答申案の審議のところでも出てきますので、もし御意見がございますなら、そこで改めて御発言いただければと思います。

それでは、前回部会での意見に対する回答に関しましては、以上にさせていただきたいと思いません。

では、本日のメインの議題でございます答申案の審議に入りたいと思います。部会の冒頭でも御

説明いたしましたとおり、本日の部会で答申案をとりまとめたいと思いますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

まず、事務局の中川統計審査官から答申案の説明をお願いいたします。なお、時間の都合もございますので、答申案の朗読については省略させていただきますので御了承ください。よろしくお願い申し上げます。

中川統計審査官 それでは、資料2をご覧くださいと思います。全体としては、統計法第10条各号における要件に該当しているため、変更を承認して差し支えないと。で、幾つか指摘がありましたのでそこは修正をしてほしいということを書いております。理由等のところですが、「調査対象品目の削除」については、年間出荷額が100億円未満の品目について行政上必要とされる品目を除き、他に統合する類似品目がない場合は削除するというので、これについては議論の中で適当であるという結論になったと思います。

「対象品目の統合」ですが、これについては年間出荷額100億未満である等個々の生産規模が縮小しているのですが、類似する複数の品目がある場合におおむね100億円以上の生産規模が認められる品目について統合した品目を採用するというので、これについても63品目に統合するというものです。これについても適当であるという判断しております。

「調査事項」ですが、「燃料・電力」の廃止ということですが、これについては経済産業省さんの方から説明があったと思いますが、消費量の多い業種については経済産業省の特定業種石油等消費統計調査で把握しております。この生産動態では消費量の少ない業種について把握しているという住み分けができていまして、生動でのカバー率が非常に少ないということで、廃止しても大丈夫であろう。ただ、年間については全体をエネルギー消費統計調査でカバーしているということで、全体としては適当であるという判断をしています。

「労務の変更」のところですが、「月末常用従業者数」の名称変更。これについては「月末従業者数」の名称について、「月末従事者数」に変更すると。これは、適切な名称変更であるので適当であると判断しています。

それから、「月間実働延人員」ですが、これについては出勤した場合に実際の就労時間には関係なく、1人日としてカウントするということによって実働延人員を把握していたわけですが、これによってもその稼働率を的確に把握することが困難であろうということから削除するというので適当であると判断しております。

「調査方式の変更」ということですが、ここにあります「タフティングマシン」。これについて、保有台数から生産能力の平方メートルに調査方式を変更すること。もう1つは、プレスフェルト用ハーダですが、これも設備台数から生産能力のkgに変更する。それから、ふとん成型機については、保有台数を調査する方式から生産枚数の月間生産能力を調査する方式に変更する。要するに、実質的に生産能力を把握できる方式に変更するというので適当であろうと判断をしています。それから、(イ)の「生産能力の追加」のところですが、これは生産規模が将来にわたって拡大する可能性が予想される品目について、報告者との調整の結果で増やしていくものです。生産の動態を的確に把握するために追加するものであるということで適当であるという判断をしています。

「その他」のところですが生産能力調査の追加・廃止があるわけですので、これによって稼働率指数、生産能力指数に影響が出ないように、リンク係数とかかけてやっているようですので、そのような措置をしてほしいということです。

それから、生産能力調査については少し質問をしましたが、なかなか客観的基準を作成するのが非常に難しいと。完璧なものはないということなので、これについては経済産業省は先ほど非常に御苦労されて基準をつくっているようですが、更に工夫ができないかということで、記入の手引きの記述等の工夫をしてほしいと。できるだけぶれないようにということを書いています。

「その他の調査事項の変更」のところですが、例えば、機械器具統計の出荷・在庫については重量及び数量の複数の単位で調査したものを数量のみにする。あるいは、「太陽電池モジュール」については枚数に加えて内訳容量を追加するというようなことで、調査対象品目の特性に応じて事項の削除・追加を計画しているということです。これについては、報告者の負担軽減と、把握する必要性が乏しくなった事項について削除することもあり、一方、生産動態をよりの確に把握するという意味で内訳を把握するということが適当であると判断をしています。

「調査票」については「写真感光材料月報」と「有機薬品月報」を「有機薬品及び写真感光材料月報」として1つの月報にする。それから、「金属鉱物月報」、「非金属鉱物月報」及び「コークス月報」を「鉱物及びコークス月報」として1つの月報に統合する。

また「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の「洗浄機器」と「公害測定機器」の2品目については、これは当該機器と類似する品目を調査されている他の調査票に移行するということが、これも適当であると判断をしています。

3の「公的統計の整備に関する基本的な計画」ですが、基本的な計画の中に盛り込まれているのをもう一度書いたということです。各省、分散的に整備している製造業の生産動態。例えば、薬事工業、木材、牛乳製品とか。関係省庁が厚生労働、農水、経済産業省、国交省。これに加えて調整役として当省が入って検討会議を設置して一本化に向けた検討を開始しているところであって、基本計画に則したものであるという記述です。

最後4ページの「今後の課題」のところですが、各委員の方から出ました市場占有率の考え方ですけれども、調査品目の選定に当たって、市場占有率という概念を導入できるかどうか。今の見直し基準の中に入っていないので、導入できるならしてほしい、導入することが可能かどうかを検討する必要がある。

「国外からの受入が多い品目の取扱い」ということですが、複写機については販売数量に占める国内の割合を把握するために、「国内」・「国外」の受入数量の内訳を追加する計画でありますけれども、金額の把握についてはなかなか難しいという説明がありましたので、これは今後の課題というよりはむしろ、国外からの受入が多い品目について、今後、このような把握することを検討する必要があるということでもとめをしています。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございます。それでは、項目ごとに順番に審議をしていきたいと思えます。

まず、1の「承認の適否」については結論ですので、最後に御議論いただきたいと思います。「理由等」の変更後の内容に関してですが、「(1)調査対象品目」のうち、アの「調査対象品目の削除」に関しまして、ここでは具体的に削除するものを明記した上で、第2パラグラフのところですが、「生産規模が縮小し、今後も増加が見込めなくなり、当該品目単独で月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目」であるので削除することが適当であるという結論です。これについてよろしいでしょうか。

どうぞ。

菅専門委員 あとの課題のところでもよいかとも思うのですが、品目の出し入れ、新規設定及び削除というものは柔軟にもっとやるべきだと思います。その意味で言うと、統計審議会の前回答申の統一基準を設けているわけですし、それをもっと有効に柔軟に使わないと本来、調査すべき品目が入ってこない。一方で、どこかでカットしていかないと負担はどんどん膨れ上がってしまう。やはりバランスをとるという意味では、統一基準を有効に活用していただきたいと。勿論、これは理由等のところで述べるべきか、あるいは最後に課題というところで述べるべきかはありますが、以下のように思います。

廣松部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

近藤専門委員 今回の23年の生産動態の見直しですけれども、鉱工業指数に反映されるのはいつからになるのですか。

調査実施者 5年ごとに改定しておりますので、順当にいけば次は22年基準ということになります。

近藤専門委員 25年ぐらいですか。

調査実施者 22年基準改定を行う場合、採用品目の選定に当たっては重要なポイントがございまして、その年に統計結果があるかどうか、基準数量がきちんと計測できるかという問題がございまして、うまく推計できれば、23年の新規品目であったとしても取り込むこともできますが、今回の改正が統合だとかが多いので、元のデータは22年に存在すると思っています。それが公表されるのが22年改定だとすれば、25年の春に公表されると思います。

近藤専門委員 わかりました。それまでは、データは取っているわけですけれども、指数には反映されないのですが、データの蓄積をしていくわけですね。

調査実施 はい。今回新規品目といえば、能力調査のところだろうと思います。能力調査自体は23年から調査開始ですが、22年推計がうまくできれば取り込めるのかと思います。生産と違って能力の場合には、そんなに大きな変化がないので、企業に事前に聞いておくことも可能ではないかなと。現在、私が担当していませんので、はっきりとはお答えできませんが、ただ、そういう中で次の基準で新しい品目を取り込むことも可能ではないかと個人的には思います。それまでは、この新規の能力調査品目については、17年基準の品目として取り込まれることはございませんので、基本的には新規品目の影響は17年基準にはございません。

廣松部会長 よろしいでしょうか。それ自体は、鉱工業生産指数の話ですので、今回の生産動態

統計調査とは少し離れますが、大変重要なポイントだと思います。

その前に菅専門委員の方から御指摘があった現在の統一基準のもう少し柔軟な適用の仕方というに関しては、ここに書き込むよりも、もう少し大きなというか中長期的に重要な視点だろうと思いますから、それは今後の課題として書くか、あるいはこれまでの慣例として部会の審議の中の重要な意見のうち、必ずしも答申に反映されていないものに関しては部会長報告メモという形で統計委員会に報告をしております。その扱いが適切かとも思います。と言いますのは、今の状況で余り柔軟にするということにしてしまうと、今回のように諮問答申にかけずにくるくる変えてしまうと、やはりまた問題が起こるような気もいたします。統一基準に基づく変更に関してはもう少し柔軟な形で行うということは私も賛成ですが、それをいきなり答申の中に書き込むと、今、言ったような弊害が出てくる可能性もあるという懸念もありますので、私としては可能であれば部会長報告メモの形で本委員会に報告をさせていただければと思います。その点は、一応一通り審議が終わった後で、もう一度皆様の御意見をいただければと思います。

それでは、とりあえず「(1) 調査対象品目」のうち「ア 調査対象品目の削除」に関しまして、この部分はよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。

では、その次(1)の「イ 調査対象品目の統合」についてであります。ここには、先ほど議論になりました統一基準の考え方がそのまま適用されており、おおむね100億円以上生産規模が認められる品目については統合した品目を採用することとし、それに基づき153品目を63品目にまで統合するというものです。これについては、一番下の段落にありますように適当であるという結論でございますが、この点はいかかでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。では「(1) 調査対象品目」のうち「(イ) 調査対象品目の統合」に関しては、お認めいただいたということにしたいと思います。

2ページにいきまして「(2) 調査事項」の「(ア) 燃料・電力の廃止」でございます。これについては、いろいろ御議論をいただきました。その上で、結論といたしまして、エネルギー消費統計調査が平成20年から開始されたことによって、毎年の年単位のものは公表されていること、さらに本調査で燃料・電力を把握する必要性が乏しくなったことから報告者負担の軽減を考慮し、廃止するのが適当であるということにしました。この点はいかがでしょうか。

資料として、エネルギー消費統計調査のカバー率に関しても提出をいただきましたので、カバー率の観点からも適当であるという判断をいただいた次第ですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。では「(2) 調査事項」のうちの「(ア) 燃料・電力の廃止」については御了解いただいたということにしたいと思います。

その次「(イ) 労務の変更」についてです。そのうち「(ア) 月末常用従業者数の名称変更」につきましては、先ほど前回の御意見に関する回答として説明をいただきました。月末及び常用という

言葉の定義に関しては、先ほど読み上げていただきましたが、厳密に定義されているということで、名称を変更するという点に関しては適当であるとしております。ただし、先ほどございましたが英文表記に関しては誤解を招かないような表現を十分検討していただくということです。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 それでは「(イ) 労務の変更」のうち「(ア) 月末常用従業者数の名称変更」に関してはお認めいただいたことにしたいと思います。

その次「(イ) 月間実働延人員の削除」に関してです。これは「機械器具月報」や「家具月報」等 72 月報において、今まで「月間実働延人員」を把握していたわけですが、それを削除する計画です。それに関しましては、従来 1 人日としてカウントしていましたが、実際の就業時間とは少しかけ離れた数値になっていたということ。更には、それによって稼働率を的確に把握することは困難であるということから、報告者負担の軽減に考慮して削除するという理由も考慮して適当であるということです。これについてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 では、労務の変更のうち「(イ) 月間実働延人員の削除」に関しては適当であるということで御了承いただいたことにしたいと思います。

その次「(ウ) 設備生産能力の変更」です。そのうちの「(ア) 調査方式の変更」ですが、これは「敷物・フェルト・不織布月報」の「タフティングマシン」等の 2 品目。それから「二次製品月報」の「ふとん成型機」について、今まで保有台数の調査をしていた方式から、設備全体の生産枚数など月間能力を調査する方式に変更するということです。これは、生産能力について具体的な形で表現されており、それによって精度の向上が図られることから適当であるということですが、その点はいかがでしょう。

菅専門委員、どうぞ。

菅専門委員 1 点文言なのですが、最後に「これについては、生産能力をよりの確な方式に変更するものであり」というのですが、「生産能力の算定を」の方がいいのではないかと。単なる文言ですけれども、こういう書き方でいいのかというのがわからなかったということです。

廣松部会長 そうですね。今の御提案は「生産能力をよりの確な方式に変更する」のではなくて、「生産能力の算定をよりの確な方式に変更するものであり」と付け加えるということですが、私もその方が適切な表現だろうと思いますので、修正するという点でよろしいでしょうか。

それでは、今の形で下の第 2 段落ですが、これについては「生産能力の算定をよりの確な方式に変更するものであり」というふうに修正をするということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 では、御了解いただいたことにしたいと思います。

次に「(イ) 生産能力の追加」についてですが、カーナビ等 7 月報中の 12 品目について調査事項として生産能力を追加するということです。これについては、先ほどの表現と違い、3 ページ目の最初の行ですけれども、「その生産の動態をよりの確に把握するために追加するものであり、適当

である」としてあります。これはいかがでしょうか。ここでは「その生産の動態を」というかなり一般的な表現になっておりますが、よろしいでしょうか。先ほどの(ア)のところでは「生産能力の算定をよりの確な方式に変更する」という表現に修正しましたが、皆さんの方で特に抵抗がなければ、この表現でとどめたいと思いますけれども、どうぞ。

東京都 2ページの下から3ページで文章が続かないように思うのですけれども、1行抜けているのでは。

廣松部会長 そうですね、1行抜けています。事務局から事前にいただいたものでは、2ページ目の一番下の行『「生産能力」を追加する計画である。』の次に、口頭で申し上げますと、段落をおきまして「これについては、生産規模が将来にわたって拡大することが予想される品目についてその生産動態を的確に把握するために追加するものであり、適当である」という文章があります。何かの拍子でこの部分が抜けてしまったようです。もう一度読みますと「これについては、生産規模が将来にわたって拡大することが予想される品目について、」で3ページの一番上の行「その生産動態を的確に把握するために追加するものであり、適当である」ということです。ここでは、生産能力そのものよりも将来生産規模が拡大するということに力点があって、したがってその生産動態をよりの確に把握するという文章の続き方になっております。よろしいでしょうか。

申し訳ありません。では、今1行抜けました部分は、当然追加をした上で「(ウ)設備、生産能力」の変更」の「(イ)「生産能力」の追加」に関しては、御了承いただいたということにしたいと思えます。

では、その次3ページの「(ウ)その他」のところで、「ただし、上記の変更等に伴い、以下の措置を講ずる必要がある」ところです。これまでの答申の書き方ですと、こういう措置を講ずる必要があるとした場合には、上の文章では大体おおむね適当であるという書き方をして、講ずべき措置を条件として下に書くという書き方をしています。ここでは(ア)(イ)と両方にかかるものですから、それをまとめて「(ウ)その他」という形で講ずる必要のある措置を列挙したものです。

「上記(ア)(イ)の変更によって稼働率指数等に影響が出ないような措置」ということですが、先ほどの調査実施者からの回答では、ここはもう少し丁寧な言葉になっていたような気がしますけれども、どういたしましょうか。資料1で言いますと、の回答分ですが、これをそのまま活かすのは長過ぎると思いますけれども、どうでしょうか。

菅専門委員 これは稼働率指数に影響はあるわけで、影響が出ないとできないと思いますので、むしろこれは言いたいことは断層が生じた際にリンクがどうしたのかを説明すればいいので、したがってリンクによって稼働率指数等に与えた影響を説明するという意味なんだろうと思います。文言は難しいんですが、リンクに与えた影響を周知させるという。難しいですね。

廣松部会長 ここでは、「その他」として(ウ)にまとめているわけですが、(イ)の方は今回新しく生産能力を追加するわけですから、過去のデータはありません。その意味で断層うんぬんという議論にはならないというご意見ですね。そうすると(ウ)をやはり2つに分けた方がいいですか。(ア)に関する記述と(イ)に関する記述を分割して両方に入れ込むという案はいかがでしょう。どうぞ。

調査実施者 ちょうどその(ア)と(イ)の変更について稼働率に影響が出ないようなところを御議論いただいておりますので(ア)については、廣松部会長の御指摘とおり、新しく定義を変えらるということですから、影響は出ます。一方、(イ)の方は新規にとらえる品目ですので影響度はないわけですし、ここに(ア)と(イ)と書いてあるのが誤解を招いておるのだろうと思います。これは(ア)の変更によって稼働率等で影響が出るようなら影響度を公表しなさいというふうにまとめていただいて、(イ)は落していただいた方が間違いがないのかなというふうに思っております。提供媒体を通じて影響度を皆さんに周知しなさい、公表しなさいというふうな形でまとめていただくと、我々も既にやっていることですが、より厳密にできると思います。

廣松部会長 そうですね。確かに(イ)はここにこういうふうに書いてしまうと誤解を生む恐れがありますね。そうすると文章が問題となりますが、調査実施者の方でなにか原案をお持ちですか。ちょっと具体的な文章は後で考えることにして、とりあえず(イ)は取るということにしたいと思います。(イ)の生産能力調査に関しては、確かに(ア)と(イ)の両方に共通している。一方は変更で、一方は追加なのですが、でも生産能力調査は行うということですから(ア)(イ)に共通するという意味で、ここにあってもいいかなと思います。

では、(ウ)に関しては修文をいたします。具体的な文章は後ほど考えさせていただきたいと思っております。どうぞ。

菅専門委員 もう一つありまして、(イ)のところなのですがちょっと強い表現になっていますので、報告者によって主観が入らないように、私が言い出したことですが、ちょっと誤解を招く表現なので、もしできるのであれば「一般算定基準を個別産業の実情に合わせるため」とか。そうすれば、その後につながると思っておりますので、せっかく一般算定基準があるということですので、そのようにしたらいかがでしょうか。

廣松部会長 済みません。「一般算定基準を」以降をもう一度お願いします。

菅専門委員 一般算定基準を個別産業の実情に合わせるため、記入の手引きの記述等を工夫するなどの措置と。

廣松部会長 「記入の手引きの記述等を工夫するなどの措置」とする。

近藤専門委員 先ほどのお話では、一応業種別にはある程度は分けてあるのですね。それはよりわかりやすくすべきだと

調査実施者 もっと具体的にできることがあるらば。

菅専門委員 そうということになるのではないかと思うのですが、やや主観という言葉が強すぎたかなと。

廣松部会長 どうぞ。

田井専門委員 基本的には書いていただいている内容に異論はないのですが、数少ない民間から私は参加させていただいていまして、その立場から御報告くらいになるかもしれませんが、今回のいろいろな議論を踏まえて、いろんな会社には実はこの統計の生産能力に対してどういうリアクションをしているかというのを聞いてみたのですが、非常に面白かったのが、まず1つはかなり主観が入っている。同じ品目の同業の企業でも例えば2直の計算をしているケースもあれば、

3直ベースで算出をしているケースもあり、やはり相当基準が全然違うのだなということに気づいたのが1つ。

あと2つありまして、もう一つは特定の品目の能力を算出するに当たって、単位について非常に疑問を持っている業種、業態というのが多い。ですから、本来であれば台数ベースで算出をした方が現実的なものをtベースで能力を出してくださいと言われていたものが結構多くて、残念ながらその回答は、ちょっと言葉はよくないですけども、ある意味適当な数字で出していますからというようなコメントをされたケースが結構多かったです。

もう一つは、これで最後になりますが、生産能力を調べられている品目に対する疑問の声も結構あったなあと。例えば、先ほどお話もありましたけれども、橋りょうとかの生産能力の項目はあると思うのですが、橋りょうの能力を聞かれても正直困りますと。つくるのに何年もかかったり、1か月でできるものもあったりいろいろありますので、そういう声がある一方で、例えば欠陥や交換みたいな、もうちょっとシンプルに計算できるようなものの能力の統計は意外にないのだと思って、個社ごといろいろ話をすれば、特定の産業の大手企業をベースに、例えば全体の8割ぐらいを把握できたりするものですけども、いわゆるオールジャパンのキャバを考えようと思ったときには、今、お話をさせていただいた辺りが将来的なお話だと思うのですが、実際の現場ではくすぶっていると云いますか、出てきているテーマかなということだけ。

済みません、質問ではないのですが、今回のいろいろ議論で、能力調査というのは我々が直接目にはすることはできない数字だと思いますので、その意味ではいい機会だったら面白いなと思っているいろいろ聞いてみたのですけれども、実際現場というか民間の末端では、そんなお話もありましたということだけでございました。

ありがとうございました。

廣松部会長 ありがとうございました。今の御発言は調査実施者にとって大変厳しい御指摘と思いますが、その意味でも、私こだわるわけではないのですが「その他」に と が同列に並んでいるのが、やはりちょっと気になります。生産能力調査に関しては現在でも一部努力をいただいているわけですが、もうちょっと大きいというか、今、御指摘いただいたような問題点もある。

そうすると、ここに置いておくよりも、先ほど申しました(ウ)を分割して は(ア)の後ろに付けてしまう。そうすると、「その他」が だけになってしまってちょっと変と言えば変ですね。いっそのこと今後の課題にもっていった方がいいでしょうか。中長期的な課題と位置づけるということ。ただ現実には、今、生産能力調査はかなりの品目に関して行われていることは事実です。あるいは(ウ)の「その他」というのは消して、そこに生産能力調査についてというようなタイトルを付けて、今、いただいた御意見を文章として入れるということでしょうか。

近藤専門委員 それがいいですね。

廣松部会長 わかりました。では、こここのところは細かい字句は別にして、どうぞ。

調査実施者 今回の整理でいきますと、「その他」の指摘事項を今回の計画において改定しなさいというのがここに出てくる言葉だと思いますが、生産能力を今回の改正で幾つか増やしたのですが、今後も増やしていくという課題をいただくのは我々も今後とも増やしていこうという立場ですか

らいいのですが、今回「その他」に入れられてしまうと、今回の改正で生産能力を増やさないというコメントにとらえられてしまう可能性もありますので、可能であれば今後の課題というところで、先ほど田井専門委員から御指摘のあった単位のそぐわない問題ですとか、取るべき品目が増えるのではないかとかという御指摘を入れるというふうに整理をしていただいた方が、実施者としても今後の努力をそこで行っていくということでもいいのかなと思います。今回のものは、もうなかなかこの何か月間での能力を調べる品目を増やすというのは難しいものですから。

廣松部会長 という意見ですが、いかがでしょうか。

では、文章は後で考えさせていただくことにして、構成として(ウ)のはここではなくて、(ア)の後ろに付ける。その上で(ウ)のは、先ほどご意見がありましたとおり、生産能力を調査する品目を増やすこと、および単位の検討をすること。それから、先ほど菅専門委員の方からいただいた一般算定基準を個別産業の基準に合わせるため、記入の手引の記述等を工夫することという3つの内容にして将来の課題にするというのはいかがですか。その上で現在の(ウ)は取ってしまう。

近藤専門委員 品目とか、そういったものは課題で結構なのですけれども、ここはいわゆる記入の手引ですね。そのことについて言っていますから、ここは(ウ)にして、生産能力調査の記述等の工夫等ということで入れれば、これは大きな変更ではありませんので、ここは(ウ)のままに入れて方がいい。

廣松部会長 他の方はいかがでしょうか。

近藤専門委員 やはり品目や単位というのは、すごく大きな課題で大変な作業ですから、やはりそこは課題にして、ここは日々の要領の話ですから(ウ)の方がいいような気がいたします。

廣松部会長 ただ、そうしますと調査実施者が今回の調査でこの記入の手引をどこまで詳細に検討して修正できるかということに係るかと思えますけれども、その点はいかがでしょう。

調査実施者 具体的にこれから関係者と相談しながら作成が9月に最終原稿ですから、そこまでに詰められるところは詰めて直していくというのは可能だと思います。

ただ、全部個別ですから全部は無理ですけれども、できる限りの範囲で対応していきたいなと思っております。

近藤専門委員 質問のマニュアルは若干修正という形をしたらいいかなと思います。

調査実施者 そうですね。

近藤専門委員 そういう形で結構だと思うのですけれども。

廣松部会長 わかりました。では、今の御意見、それから調査実施者の回答を踏まえて(ウ)のは「その他」ではなくて、そこに適当なタイトルを付けますが、ここに残すということにしたいと思います。文章に関しましては、後ほど御検討いただくことにして「(2)調査事項」の「(ウ)設備・生産能力の変更」のうち(ウ)の扱いに関してはのところ「表記(ア)(イ)の変更によって」のうちの(イ)をとる。その上で、(ア)の後ろに付けるということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 それからの方は「(ウ)その他」をやめて、適当なタイトルを付けた上で、今の形で残すということにしたいと思います。そして、先ほど御指摘があった単位の検討だとか、品目

を増やすことに関しては、将来の課題としてまとめるといふことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 では、ここの3ページの「(ウ)その他」の扱いに関しては、以上のようにさせていただきます。

その次、「エ その他の調査事項の変更」に関しましては「機械月報」の出荷、在庫について重量と数量の複数の単位で調査していたものを数量のみとすること、それから「太陽電池モジュール」については枚数に加えて、内訳として容量を追加すること、それに、調査対象品目の特性に応じて、調査品目の削除や追加の計画をしているということ。

これらに関しては、生産動態をよりの確に把握するために調査事項を追加すること、それと、報告者負担の軽減に考慮することの2点はよろしい。3つ目の把握する必要性が乏しくなった調査事項については削除する点、これらについてそれぞれの理由によって適当であるという判断ですが、よろしいでしょうか。

これらについては、前回かなり細かく個々に調査票の変更を、新旧対象表を基に御検討いただいたものであり、特にそのとき異論は出ませんでしたので適当であるということ、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。では、エの「その他」調査事項の変更に関しては御了解いただいたということにしたいと思います。

続きまして、「(3)調査票」についてです。これも新旧対象表を見ながら個々に統合する、移行するものに関して前回御検討いただきました。結果としてそれぞれに関して特に御異論はございませんでしたので、3番目のパラグラフのところ、この調査対象品目の削除や統合により、調査品目が縮減した調査票の整理や調査票間で類似する品目の整理を行ったものであり、適当であるという判断でございます。これに関してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。では「(3)調査票」に関しては御了承いただいたということにしたいと思います。

次に「3 公的統計の整備に関する基本的な計画との関係」についてですが、中川統計審査官の方から御説明がありましたとおり、生産動態統計に関して、基本計画の中で製造業の経済産業省生産動態の統計を核に4省(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)で検討するようになっていることになっております。

それに関して、そこにありますとおり「生産動態統計の整備に関する検討会議」が設置され、基本計画に即した対応がなされているという評価です。

これは、今回の経済産業省生産動態統計調査の諮問に直接関わるものではないと言え、ないのですが、ただ、やはり基本計画の中に大変重要な論点として挙げられているものですので、私個人としては、この部分に関しては記述をしておいた方がいいだろうと判断し、こういう形の表現で付け加えさせていただきました。この点に関して、なにか御意見はございますか。

東京都 この調査を受託している側から一言申し上げさせていただきます。それは、調査票様式の統一でございます。今回お持ちいたしましたけれども、調査票は百種類以上あって、B4あり、A4ありで、しかも縦横ありということで非常にバラバラです。今度4省で検討してくださるということですので、その中で是非A4の横であれば横、縦なら縦、そんな形でそろえていただきますと、受託している側は、それを集めて国に提出しておりますけれども、大変まとめやすいですし、これを回答する側にしても、聞くところによると1社で40~50枚書くところもあるそうで、そうなりますと縦横どうして違うのだろうかとお考えになる客体もあると思います。今までの経緯もございますので、すぐというのは難しいとは思いますが、是非、統一をお考えいただければありがたいと思っております。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございます。確かに今の問題は、現在の経済産業省生産動態統計の中でもそうになっている。その上、更に他の省庁の調査まで入ってくると、確かにかなり深刻な問題として検討する必要があるかと思えます。その点は、直接的にはここに書かれております検討会議の場で、是非揉んでいただきたい点ですが、どうでしょうか、先ほどペンディングにいたしました、統一基準の柔軟な扱い、適用の仕方と同時に何らかの形で部会長報告メモにした方がよろしいですか。

縣委員 今回初めてこの部会にお邪魔して、今回この表をつぶさに拝見しているのですが、たまたまこれは今A4に修正した形なのですか。

廣松部会長 資料としてA4になっているということです。

縣委員 幾つか審議会もお邪魔していますが、審議会に出てくる資料というのはA系がほとんど、というかA系だけだと思います。B系であることは、なかったように思います。

ですから、やはり仰せのとおりで少なくともA系を整えていく必要があるのではないのでしょうか。

廣松部会長 そうですね。ただし調査票の場合、この調査の場合にはOCR用のものはありませんが、OCRを使う場合には、変形にならざるを得ないとか、幾つか技術的な理由もあるようです。確かに調査票様式の統一に関して、扱いをペンディングにさせていただきたいと思えます。

ほかによろしいでしょうか。それでは、一通り見ていただくことにいたしまして、4ページの「4今後の課題」でございます。「(1)市場占有率が高い品目についての取扱い」という点です。

これは、前回、菅専門委員の方から御指摘があったことですが、経済産業省の調査実施者としての意見としては、市場占有率という概念そのものについてこの生産動態統計調査だけからは把握できない。何らかのほかの情報、例えば、工業統計等を使わざるを得ないということだったと思えますが、そういう意見も踏まえた上で、ここで市場占有率という概念を用いることが可能かどうかも含めて検討する必要があるという指摘です。

答申の中で今後の課題として、こういう形で挙げた場合には、次回の調査というか、この調査は毎月やっていますから翌月という意味ではなくて、次回諮問答申をするまでの間に、その検討をやっていただくというのが、ここでいう今後の課題の内容です。

深尾部会長代理 市場占有率という言葉なのですけれども、私、産業組織の専門家ではないので

余り詳しくないのですが、例えば輸入が入るかどうとか、幾つかあいまいな点があるので、恐らく国内生産に占める当該事業所の生産の割合、それもその国内生産というのは、この間の話で産業の概念とかいろんな問題でちゃんと把握できるかという問題は相変わらずあると思いますが、国内生産に占める当該事業所の生産の割合とかにされた方が、もう少し実際に課題となっていることに近い表現になるのかなという気がしますが、いかがでしょう。

廣松部会長 はい、縣委員。

縣委員 この文章の最後のインプリケーションがわからないのですが、可能かどうかを検討する必要があるということは、上の1つ前の文章はこれがあるために、これを使うと特定される危険性があるって懸念されるということ、まず、表明されていますね。その後可能かどうかを検討する必要があるということは、そういうことがあるのでやはりやめた方がいいということ、を言いたいのですか、それとも、にもかかわらず特定される可能性があっても、この指標を使ってやる必要だということか、どちらの方向のメッセージですか。

深尾部会長代理 私の記憶では、この間議論があったのはこういう問題があるために調査の対象から外す場合があるということだったのですけれども、もしそういうことがあるのであれば、それは客観的にちょうど100億円の議論と同じように、ある程度客観的な指標でそういう問題が生じそうな場合というのを客観的に把握して、それについてどう対応するか。例えば統合するとか、またはそういう調査から外すとか、それで幾つかの対応があり得ると思うのですが、そういうことを検討していくということ、を前回議論したのだと思います。

廣松部会長 少なくとも、個別調査対象が特定化されるような形で公表することは公的統計としてはできないということです。ただ、公表すると特定化されるからといって、それらを全部調査対象から外してしまうと、大変重要な情報が抜けてしまう可能性がありますので、その点をどうするかを検討いただきたいという意味でございます。

確かに市場占有率という言葉がちょっと問題かもしれません。そのこと自体はもう一度改めて検討していただくとして、(1)のところには確かに市場占有率という言葉がタイトルも含めて3回出てきて、ちょっと気になる。目につくといえば目につく言葉ではありますね。

では、今の点をどうするかはまた検討いただくことにして、次の項目である「(2) 国外から輸入が多い品目の取扱い」についてです。

これについては、深尾部会長代理の方から御指摘をいただき、確かに大変大きな論点で、今も御指摘ございましたが国内生産にするのか、輸入まで含めた形のものにするのか、それによって市場占有率というか、シェアという考え方も変わってくることになります。ただ調査実施者には、大変御苦労いただいて、今回やっと複写機に関してこのデータを取っていただくことになったわけであり、それについては今後も努力いただきたいという意味で(2)を入れたものです。

これに関しては、最初皆様方にお配りしたものの段階では、もう少し細かく詳細に「国際経済を分析する上でも」という言葉があったのですが、私の個人的な判断で少なくとも国内の生産動態を調査しているこの統計に、国際経済の分析に資する情報まで要求するのはちょっと酷かなと思ったものですから、そこを削って比較的簡単な表現にしたものです。この点はよろしいでしょうか。

そうしますと、残りの時間、ここまでの段階で、ペンディングにしました問題に関して検討をいただければと思います。

幾つかありましたが、まず、最初に統一基準の柔軟的な適応という点に関しまして、先ほど一案として、部会長報告メモとして残すということを申し上げましたが、あくまでこの点を答申の中に入れた方がいいという御意見がございましたら、いただければと思いますが、いかがでしょうか。

この辺は大変難しいところございまして、月次調査の場合、いつのタイミングで諮問答申をするかということに関しては、必ずしもルールがあるわけではありません。当然、今回のように修正箇所の数が多いとか、新たに項目として生産能力を入れるとかというような場合には諮問答申という形になると思いますが、そうではない場合に、先ほど菅専門委員の方から御指摘がありましたけれども、きわめて速いスピードで構造が変わっている産業に対しては、ある程度調査実施者の判断に委ねるといふか、任させるというような措置をとってもいいのではないかとともに思います。

菅専門委員 やはり月次統計ですので、これはできれば柔軟に対応して、むしろ経産省さんには新しい品目をどんどん入れる努力をしていただきたい。それが一番重要だと思います。指数ですの入るか入らないかで動きが変わってしまいますので。

廣松部会長 わかりました。では、この点は諮問答申という形式的な手続きではなくて、ある程度調査実施者の判断に委ねて、新しい動きをなるべく早く取り込むような努力をしていただくという趣旨で、部会長報告メモという形で、答申案と合わせて委員会の方に報告をしたいと思います。

では、今の点は以上としまして、部会長報告メモ扱いということにさせていただきます。

次に3ページ目の(ウ)の扱いです。先ほど申しましたように、構成としては に関しましては、これを(ア)の最後のところに移す。そうすると、先ほども申しましたけれども、今までの答申案のスタイルですと、こういう条件を付ける場合にはおおむね適当であるというふうにした上で、上記(ア)の変更によって稼働率指数等に影響が出ないような措置をとる必要があるという文章を付け加えるということになりますが、そういう扱いでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 では、その上で、先ほど指摘がありましたとおり、稼働率指数等に影響は必ず出るということですが、この文章はちょっと直さなくてはいけないのですが、先ほどいろいろ御意見うかがいながら、考えた案ですが、「上記の変更について統計利用者に変更内容やリンク係数を提供することなどにより、時系列で比較する際に影響が出ないような措置をとることが必要である」とするのはいかがでしょうか。

では、もう一度申し上げます。「上記の変更について統計利用者に変更内容やリンク係数を提供することなどにより、時系列で比較する際に影響が出ないような措置をとること必要である。」

そうすると、結果的に2ページのウ「設備、生産能力」の変更のうち、(ア)「調査方式の変更」のところは、2行目「これについては、生産能力の算定をよりの確な方式に変更するものであり、精度の向上が図られることからおおむね適当である」とする。そしてその後ろに文章として「ただし、上記の変更について統計利用者に変更内容やリンク係数を提供することなど」。「など」が要るかどうかはあとで考えますが、「により、時系列で比較する際に影響が出ないような措置をとる必

要がある」とする。

調査実施者の方よろしいでしょうか。

調査実施者 はい。

廣松部会長 では、(ウ)その他の の扱いは、そのようにさせていただきます。その上で の扱いですが、先ほどの御意見では、ウの文章はそのまま生かして、ウのタイトルを付ける。(イ)が「生産能力の追加」ですから、この文章のまま生かして「生産能力について」でしょうか。

その上で文章としては、ちょっと生産能力が重なるかもしれませんが「生産能力調査については、一般算定基準を個別産業の事情に合わせるために記入の手引きの記述等を工夫するなどの措置をとる必要がある」とする。名詞止めではなくて、措置の後に言葉を付けてを文章にした方がいいですね。もう一度申し上げますと(ウ)「生産能力調査について」。「生産能力調査については、一般算定基準を個別産業の事情に合わせるために記入の手引きの記述等を工夫するなどの措置をとる必要がある」。先ほど生産能力一般算定基準でしたので、統一した方がよろしいでしょうか。

深尾部会長代理 生産能力一般算定基準。

廣松部会長 この言葉、さらに、資料1の別添資料1は公表されているものですか。

調査実施者 多くの記入要領にも書いてありますが、能力一般算定基準と書いてあるかどうかは定かではありませんが、能力の算定基準というふうには書いてあります。これは指数用に全部まとめたものですから、もっとコンパクトな表現になっていますが、能力算定基準で構わないと思います。

廣松部会長 分かりました。生産能力を付けずに、生産能力一般算定基準あるいは「既存の」というふうに入れた方がいいですか。

調査実施者 はい。

廣松部会長 そうですね。確かに記入要領を見ると生産能力一般算定基準という言葉がちゃんとあるようですから、では、もう一度確認のため申し上げますと(ウ)「生産能力調査について」「生産能力調査については生産能力一般算定基準を個別産業の事情に合わせるため記入の手引きの記述等を工夫するなどの措置をとる必要がある」としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 そして、この点と関連して出ました提案として、生産能力調査に関する単位の検討と調査品目を増やすこと。これを将来の課題の方に移すということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 それは「今後の課題」に移すことにします。そうすると、それはどこに入れるかということですが、4ページでいくと、現在の(1)(2)のどこに入れればよろしいでしょうか。最初(1)の上の前でしょうかね。そうすると「今後の課題」が結局3つになりますので、(1)として今の「生産能力調査に関する単位の検討と品目の増加。それから、現在(1)の市場占有率が(2)。それから、国外からの受入れの多い品目の取扱いが(3)」という形にします。

さらにその文章ですが、もう時間がかなり迫ってきたものですから、具体的に全部詰められませんが、その辺の細かいところは、申し訳ありません、後ほど事務局と相談させていただきますが、

生産能力調査の部分の、内容は単位の検討と調査品目の増加とにすることでよろしいでしょうか。

近藤専門委員 そうですね。

廣松部会長 それではそのような内容にしたいと思います。

それから、先ほど次の段階で御指摘がありました調査票の様式の統一ですが。

中川統計審査官 そのことは、私どもが調整役で検討会議を運営していますので、この部会の皆さんの御意見というのは確実に私の方から伝えておきますので、そういう形で処理していただければと思います。

廣松部会長 今回の審査官の御意見についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 では、その点は審査官から部会において発言があったということは議事録に残りますので、是非この部会で調査票の様式の統一に関して強い希望があったということを検討会議で問題提起をしていただくということにしたいと思います。

さて、あと残りしたのは「今後の課題」の新しく(2)にしました「市場占有率が高い品目の取扱い」ですが、市場占有率という言葉はどういたしましょうか。

近藤専門委員 それだけではなかなかわからない。例えば市場占有率の場合、上位3社で90%かありますね。これだと漠然としていて、1社で何%とするとか、それなりに書かないとはっきりわからないと思います。

廣松部会長 菅専門委員、どうぞ。

菅専門委員 これは報告者が特定されることが問題なので、報告者が特定される可能性が高い品目についてはという対応で、それがインプリシットに意味するのは市場占有率が高いためにということだということで、ただ、それは議事録に残るわけですから、表現としては報告者が特定される可能性が高い品目の取扱いという説明にすれば、対応ができるのではないかと思います。

廣松部会長 では(2)のタイトルとして「報告者が特定される可能性が高い品目の取扱い」。

菅専門委員 はい。

廣松部会長 そうすると、文章として市場占有率が高い品目についてはというのは、重複しますので、そのような品目については、現在、経済産業省において個々に対応している。しかしながら、産業構造の変化等により、今後このようなケースが増加すると考えられ、あるいはケースよりも、このような品目の方がいいですかね。品目が考えられることから、経済産業省は調査対象品目や調査事項の見直しに当たって、さて、そこから先ですが、ここは市場占有率という概念を導入することが可能かどうかを検討ということになっているのですが、どういうふうにすればいいでしょうか。調査対象品目や調査事項の見直しに当たって・・・の後ですが。

菅専門委員 報告者が特定されない工夫を講ずる必要がある。どんな言い方でもいいですけど、結果的に特定されないような方法を考案していただきたいという趣旨があれば。

深尾部会長代理 前回の議論では報告者が特定される可能性について、何か基準みたいなものを検討した方がいいという議論があったそうなので、そういうものも残した方がいいかなとも少し思います。

菅専門委員 そうですね。多分個別に対応しているのではなくて、それもありますね。そのときには市場占有率が入っても構わないかもしれないですね。その見直しに当たって市場占有率等の概念を導入し、個別報告者が特定されないように工夫を講ずるとか、ちょっと長くなり過ぎますけれども。

廣松部会長 要するに、今、言った文章の中で、経済産業省において個々に対応しているというところをもう少し補って、基準のようなものができるかどうかはともかく、そういうような扱いが可能かどうかということを検討するという文意にします。

菅専門委員 やはりルールみたいなものをやればよろしいのではないかと。

廣松部会長 申し訳ありません。もう時間になってしまいましたので、ここの部分の具体的な修文は考えさせていただきます。

ということで、結果的に今の案から幾つか修文をいたしました。煮詰められなかった件に関しましては、誠に申し訳ありませんが、部会長の方に一任ということでよろしく願いいたします。

更にこの答申案だけではなくて、先ほど統一基準の柔軟な適用に関しては、一応部会長報告メモとして残すということで合意いただきましたので、その内容に関してもどのような文章にするかに関しましては、部会長に一任ということでよろしく願いいたします。

さて、そういうことで一応、本日、経済産業省生産動態統計調査の変更についての答申案に関しまして御議論いただき、今、申し上げたような形で修正内容に関しては部会長に一任ということで御了承いただきました。また、1の「承認の適否」につきましては、一部修文の必要が残っていますが「適当である」という結論でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、本答申案につきましては、今、申しあげました所要の修正の上、5月21日に開催予定の第34回統計委員会に諮ることにいたしたいと思えます。

また、本日及び前回の部会の結果概要についても答申案と合わせて統計委員会に報告する予定です。

時間が大分過ぎてしまいました。最後に事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

事務局 それでは、事務局から御連絡です。まず、部会につきましては、今日これで終了ということでございますが、議事録につきましては、後日、これまで同様にメールで送らせていただきますので、その時には御確認のほどをお願いいたします。

また、委員及び専門委員におかれましては、本日まで扱いました資料につきましては、整理して、後ほど皆様方のもとに送付したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

廣松部会長 それでは、最初に申し上げましたとおり、本日でこの部会を終わらせていただきます。予備日を使わなくて済みました。どうもありがとうございました。皆様方の御協力に対して、心から感謝申し上げます。

では、以上で閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。